

○厚生労働省令第百十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）  
第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二  
条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正  
する省令を次のように定める。

令和六年八月七日

厚生労働大臣 武見 敬三

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定  
薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物  
及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部  
を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に 関する法律(昭和三十五年法律第四百十五号。以下「法」という 。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に 指定する。</p> <p>一〇三三三 (略)</p> <p>三十四 N―(一―アミノ―三・三―ジメチル―一―オキソブタ ン―二―イル)―五―ブromo―一―ブチル―一H―インダゾ ル―三―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>三十五〇五十八 (略)</p> <p>五十九 一―(エチルアミノ)エチル―二―(四―イソプロポキ シベンジル)―五―ニトロベンズイミダゾール及びその塩類</p> <p>六十〇百六十一 (略)</p> <p>百六十二 六a・七・八・十a―テトラヒドロ―六・六・九―ト リメチル―三―ペンチル―六H―ジベンゾ「b・d」ピラン― 一―イル  プロピオネート及びその塩類</p> <p>百六十三 六a・七・十・十a―テトラヒドロ―六・六・九―ト リメチル―三―ペンチル―六H―ジベンゾ「b・d」ピラン― 一―イル  プロピオネート及びその塩類</p> <p>百六十四〇二百四十二 (略)</p> <p>二百四十三 三―ヘプチル―六a・七・八・九・十・十a―ヘキ サヒドロー―一―メトキシ―六・六・九―トリメチル―六H―ジ ベンゾ「b・d」ピラン及びその塩類</p> <p>二百四十四〇二百九十六 (略)</p> <p>二百九十七 三―メチル―二―(三・四―メチレンジオキシフェ ニル)モルフォリン及びその塩類</p> <p>二百九十八〇三百四十一 (略)</p>	<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に 関する法律(昭和三十五年法律第四百十五号。以下「法」という 。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に 指定する。</p> <p>一〇三三三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三十四〇五十七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>五十八〇百五十九 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>百六十〇二百三十八 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二百三十九〇二百九十一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二百九十二〇三百三十五 (略)</p>

## 附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。